

昭和四十一年大蔵省令第五十五号

関税法施行規則

関税法施行令第九十三条の規定に基づき、関税法施行規則を次のように定める。

(国税通則法施行規則の準用)

第一条 国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)第一条(交付送達の手続)及び第一条の二(公示送達の方法)の規定は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。)第二条の四(書類の送達等)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条(書類の送達)又は第十四条(公示送達)の規定により交付送達又は公示送達を行う場合について準用する。

(郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類)

第一条の二 法第六条の三(郵送等に係る申告書等の提出時期)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書類の提出に關連して提出するものとされ、この書類とする。

一 法第七条の九第二項(帳簿の備付け等)及び第六十七条の八第二項(帳簿の備付け等)において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律(平成十年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳簿保存法」という。)第六条第一項若しくは第七項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)又は第七条第一項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)(これらの規定を電子帳簿保存法第九条(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書又は届出書

二 法第九十四条第三項(帳簿の備付け等)において準用する電子帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条第一項(これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書又は届出書

三 関税法施行令(昭和二十九年政令第五十五号)第三条の二第二項(変質、損傷等による戻し税の手続)(同令第三条の三及び第三条の四(変質、損傷等による戻し税の手続等)についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書

四 関税法施行令第五十三条の三第一項(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続)の規定により提出する申請書

五 関税法施行令第五十六条第三項(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)(同令第五十六条の三及び第五十六条の四(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等)についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書

六 相殺関税に關する政令(平成六年政令第四百十五号)第十五条第一項(還付)の規定により提出する還付請求書

七 不当廉売関税に關する政令(平成六年政令第四百十六号)第十九条第一項(還付)の規定により提出する還付請求書

(法令遵守規則の記載事項)

第一条の三 法第七条の五第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号からホまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 輸入申告(法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。)及び特例申告(法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。)(第五号においてこれらの申告を「輸入申告等」という。)に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 担保の提供(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をい、提供した後における当該担保の管理を含む。)並びに関税並びに輸入貨物に係る内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等)に關する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号(定義)に規定する内国消費税をいう。第一条の八第一項第一号において同じ。)及び地方消費税の納付に係る事務の管理(第五号において「担保及び納税の管理」という。)に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ニ 特例申告貨物(法第七条の二第二項)に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ)のセキュリティ(貨物の現況の的確な把握その他貨物の安全管理のために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ)に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ホ 法令の遵守状況の監査に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 前号イからハまで及びホに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

三 第一号ニに規定する部門における特例申告貨物のセキュリティに關する業務の具体的内容及び手順

四 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の業務に關し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関税に關する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に關する事項

五 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物のセキュリティに關する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に關する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 帳簿書類(法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿書類をいう。)の作成、保管及び管理に關する事項

八 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況(会計帳簿その他財務に關する書類の概要を含む。以下同じ。)に關する事項

九 法第七条の二第二項の承認を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に關する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に關する事項

十一 その他参考となるべき事項

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の四 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律

施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。)第三条(第一項第二号及び第八項を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替へる読み替へられる字読み替へる字句	読み替へる読み替へられる字読み替へる字句
電子帳簿保存法の規定	電子帳簿保存法の規定
第三条の見出し、第四条及び同条並びに同条第三項第二号及び第四項、第五項並びに第六号第一項第二号及び第三号並びに第三項	第三条の見出し、第四条及び同条並びに同条第三項第二号及び第四項、第五項並びに第六号第一項第二号及び第三号並びに第三項
第三条第一項	第三条第一項
第四条第三項及び第六条第一項	第四条第三項及び第六条第一項
第五条第一項	第五条第一項
第六条第一項	第六条第一項
第七条第一項	第七条第一項
第八条第一項	第八条第一項
第九条第一項	第九条第一項
第十条第一項	第十条第一項
第十一条	第十一条
第十二条	第十二条
第十三条	第十三条
第十四条	第十四条
第十五条	第十五条
第十六条	第十六条
第十七条	第十七条
第十八条	第十八条
第十九条	第十九条
第二十条	第二十条
第二十一条	第二十一条
第二十二条	第二十二条
第二十三条	第二十三条
第二十四条	第二十四条
第二十五条	第二十五条
第二十六条	第二十六条
第二十七条	第二十七条
第二十八条	第二十八条
第二十九条	第二十九条
第三十条	第三十条
第三十一条	第三十一条
第三十二条	第三十二条
第三十三条	第三十三条
第三十四条	第三十四条
第三十五条	第三十五条
第三十六条	第三十六条
第三十七条	第三十七条
第三十八条	第三十八条
第三十九条	第三十九条
第四十条	第四十条
第四十一条	第四十一条
第四十二条	第四十二条
第四十三条	第四十三条
第四十四条	第四十四条
第四十五条	第四十五条
第四十六条	第四十六条
第四十七条	第四十七条
第四十八条	第四十八条
第四十九条	第四十九条
第五十条	第五十条
第五十一条	第五十一条
第五十二条	第五十二条
第五十三条	第五十三条
第五十四条	第五十四条
第五十五条	第五十五条
第五十六条	第五十六条
第五十七条	第五十七条
第五十八条	第五十八条
第五十九条	第五十九条
第六十条	第六十条
第六十一条	第六十一条
第六十二条	第六十二条
第六十三条	第六十三条
第六十四条	第六十四条
第六十五条	第六十五条
第六十六条	第六十六条
第六十七条	第六十七条
第六十八条	第六十八条
第六十九条	第六十九条
第七十条	第七十条
第七十一条	第七十一条
第七十二条	第七十二条
第七十三条	第七十三条
第七十四条	第七十四条
第七十五条	第七十五条
第七十六条	第七十六条
第七十七条	第七十七条
第七十八条	第七十八条
第七十九条	第七十九条
第八十条	第八十条
第八十一条	第八十一条
第八十二条	第八十二条
第八十三条	第八十三条
第八十四条	第八十四条
第八十五条	第八十五条
第八十六条	第八十六条
第八十七条	第八十七条
第八十八条	第八十八条
第八十九条	第八十九条
第九十条	第九十条
第九十一条	第九十一条
第九十二条	第九十二条
第九十三条	第九十三条
第九十四条	第九十四条
第九十五条	第九十五条
第九十六条	第九十六条
第九十七条	第九十七条
第九十八条	第九十八条
第九十九条	第九十九条
第一百条	第一百条

<p>第三条第一項第一号、第三号及び第四号、第五号、第四号第一号及び第六号第一項第一号</p>	<p>国税関係帳簿</p>	<p>規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。</p>
<p>第三条第一項第三号、第四号第三項第一号並びに第五号並びに第六号並びに第七号</p>	<p>法第六条第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項</p>
<p>第三条第一項第五号</p>	<p>当該国税関係帳簿</p>	<p>取引年月日、勘定貨物の品名、数量科目、取引金額及び仕出人の他の国税関係帳簿の氏名又は名称並びに簿の種類に於いて「記録項目」として「記録項目」という。</p>
<p>第三条第二項</p>	<p>第一号、第二号</p>	<p>日付又は金額に係る記録項目 貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>第二条第二号に規定する国税関係書一項の規定により</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第四号第三項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第四号第三項</p>
<p>第三条第三項、第四項、第五項及び第六号並びに第七号</p>	<p>法第四条第三項</p>	<p>「日付」 「取引年月日その他の日付」</p>
<p>第三条第三項、第四項、第五項及び第六号並びに第七号</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第四号第三項</p>	<p>日付又は金額 貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>第三条第三項、第四項、第五項及び第六号並びに第七号</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第四号第三項</p>	<p>「日付」 「取引年月日その他の日付」</p>
<p>第三条第五項及び第六号並びに第七号</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項</p>	<p>「日付」 「取引年月日その他の日付」</p>
<p>第三条第五項及び第六号並びに第七号</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項</p>	<p>「日付」 「取引年月日その他の日付」</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>	<p>関税法第七条の九第二項において準用する法第五号第一項</p>

第四号第三項第一号及び第七号	法第九号	に	国税関係帳簿書類の保存	に	は	国税関係書類を
第五号第一項第二号及第六号	保存場所及び納税		保存場所		の	全部
第五号第一項第四号	法第六号第一項ただし書		第二項において準用する法第六号第一項ただし書		の	保存
第五号第一項第五号	法第八号第二項		第二項において準用する法第八号第二項		の	保存
第六号第一項	承認済国税関係帳簿書類		承認済国税関係帳簿書類		の	保存
第六号第一項第二号及び第三号	所轄税務署長等		承認税関長		の	保存
第六号第一項第三号	法第四号各項のい		第二項において準用する法第四号各項のい		の	保存
第六号第二項	法第七号第二項		第二項において準用する法第七号第二項		の	保存
第七号	法第六号		第二項において準用する法第六号		の	保存
第八号第一項	法第十号		第二項において準用する法第十号		の	保存
第八号第二項	法第十号ただし書		第二項において準用する法第十号		の	保存

用する法第十号ただし書

**第一号の五** 法及び関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号。以下「令」という。)の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

法第九号の第三項(納税の告知)の納別紙第一号書式	式
法第九号の四(納付の手続)の納付書、別紙第一号書式	式
法第七十七号第四項(郵便物の関税の納付書)の納付書又は法第七十七号の三第式(日本郵便株式会社による関税の納付書)の納付書	紙別紙第三号書式
法第九号の八第一項(納付受託者の帳簿別紙第一号書式)	紙別紙第一号書式

(完全に生産された物品の指定)

**第一条の六** 令第四号の二第四項第一号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一の国又は地域(その大陸棚を含む。)において採掘された鉱物性生産品
- 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
- 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きていないものに限る。)
- 一の国又は地域において動物(生きていないものに限る。)
- 一の国又は地域において狩猟又は漁獲により得られた物品
- 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
- 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
- 一の国又は地域の船舶その他の構造物により公海で採掘された鉱物性生産品(第一号に該当するものを除く。)
- 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収のみに適するもの
- 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず

十一 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

**第一条の七** 令第四号の二第四項第二号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表の項が当該物品のすべての原料又は材料(当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品(一の国又は地域において生産された前各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品)の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。

(納付委託の対象)

**第一条の八** 法第九号の五第一項第一号(納付受託者に対する納付の委託)に規定する財務省令で定める金額以下である場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

- クレジットカードを使用する方法により関税を納付する場合 法第九号の五第一項の規定により納付しようとする関税の税額(輸入貨物に係る内国消費税及び地方消費税(以下この項において「内国消費税等」という。))の納付を関税の納付と併せて行う場合にあつては、納付しようとする内国消費税等及び関税の税額の合計額)が一千万円未満であり、かつ、当該関税を納付しようとする者のクレジットカードによつて決済することができる金額以下である場合
- 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三号第五項(定義)に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引(この号及び次項第二号において「第三者型前払式支払手段による

取引等」という。)により関税を納付する場合 法第九号の五第一項の規定により納付しようとする関税の税額(内国消費税等の納付を関税の納付と併せて行う場合にあつては、納付しようとする内国消費税等及び関税の税額の合計額)が百万円以下であり、かつ、当該関税を納付しようとする者が使用する第三者型前払式支払手段による取引等によつて決済することができる金額以下である場合

2

- 法第九号の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。
  - 前項第一号に規定するクレジットカードを使用する方法により関税を納付する場合 次に掲げる事項
    - 納付する関税の額
    - 納税告知書、納付書その他の関税の納付に係る書類の番号又は関税を納付しようとする者を特定するに足りる事項
    - 当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項
    - 第三者型前払式支払手段による取引等により関税を納付する場合 次に掲げる事項
      - 前号イ及びロに掲げる事項
      - 当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項
- (納付受託者の指定の基準)
 

**第一条の九** 令第七号の三第二号(納付受託者の指定要件)に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項(証紙による収入の方法等)に規定する指定代理納付者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて関税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であることとする。

(納付受託者の指定の手続)

**第一条の十** 法第九号の六第一項(納付受託者)の規定による財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二号第五項(定義)に規定する法人番号(同項に規定する法人番号を有しな

い者にあつては、その名称及び住所又は事務所  
の所在地を記載した申出書を財務大臣に提出  
しなければならない。

2 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証  
明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び  
事業報告又はこれらに準ずるもの（以下この項  
において「定款等」という。）を添付しなけれ  
ばならない。ただし、財務大臣が、インター  
ネットにおいて識別するための文字、記号その  
他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電  
子計算機に入力することによつて、自動公衆送  
信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十  
号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定  
する自動公衆送信装置をいう。）に記録されて  
いる情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、  
当該電子計算機に備えられたファイルに当該情  
報を記録することができる場合については、こ  
の限りでない。

3 財務大臣は、第一項の申出書の提出があつた  
場合において、その申出につき指定をしたとき  
はその旨を、指定をしないこととしたときはそ  
の旨及びその理由を当該申出書を提出した者に  
通知しなければならない。

(納付受託者の指定に係る公示事項)  
第一条の十一 法第九条の六第二項（納付受託  
者）に規定する財務省令で定める事項は、財務  
大臣が同条第一項の規定による指定をした日と  
する。

(納付受託者の名称等の変更の届出)  
第一条の十二 納付受託者（法第九条の六第一項  
（納付受託者）に規定する納付受託者をいう。  
以下同じ。）は、その名称、住所又は事務所の  
所在地を変更しようとするときは、同条第三項  
の規定により、変更しようとする日の前日から  
起算して六十日前の日又はその変更を決定した  
日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか  
早い日までに、その旨を記載した届出書を財務  
大臣に提出しなければならない。

(納付受託の手続)  
第一条の十三 納付受託者は、法第九条の五第一  
項（納付受託者に対する納付の委託）の規定に  
より関税を納付しようとする者の委託を受けた  
ときは、当該関税を納付しようとする者に、そ  
の旨をインターネットその他の高度情報通信  
ネットワークを使用して通知しなければならない。

2 前項の納付受託者は、納付の委託を受けた関  
税の金額及び納付先の金融機関名並びに納税告

知書、納付書その他の関税の納付に係る書類の  
番号又は関税を納付しようとする者を特定する  
に足りる事項を法第九条の八第一項（納付受託  
者の帳簿保存等の義務）の帳簿に記載して、こ  
れを保存しなければならない。この場合におい  
て、当該納付受託者は、これらの事項の全部又  
は一部を記録した電磁的記録を保存している  
ときは、当該全部又は一部の事項の当該帳簿へ  
記載を省略することができる。

(納付受託者の報告)  
第一条の十四 納付受託者は、法第九条の七第二  
項（納付受託者の納付）の規定により、次に掲  
げる事項を財務大臣に報告しなければならない。  
一 報告の対象となつた期間並びに当該期間に  
おいて法第九条の五第一項（納付受託者に対  
する納付の委託）の規定により関税を納付し  
ようとする者の委託を受けた件数、合計額及  
び納付年月日  
二 前号の期間において受けた同号の委託に係  
る次に掲げる事項  
イ 関税の金額及び納税告知書、納付書その  
他の関税の納付に係る書類の番号又は関税  
を納付しようとする者を特定するに足りる  
事項  
ロ 関税を納付しようとする者から法第九条  
の五第一項の規定により委託を受けた年月  
日

(納付受託者に対する報告の徴求)  
第一条の十五 財務大臣は、納付受託者に対し、  
法第九条の八第二項（納付受託者の帳簿保存等  
の義務）の報告を求めるときは、報告すべき事  
項、報告の期限その他必要な事項を明示するも  
のとする。

(納付受託者の指定取消しの通知)  
第一条の十六 財務大臣は、法第九条の九第一項  
（納付受託者の指定の取消し）の規定による指  
定の取消しをしたときは、その旨及びその理由  
を当該指定の取消しを受けた者に通知しなけれ  
ばならない。

(担保の提供の手続)  
第二条 令第八条の二第一項（担保の提供の手  
続）に規定する財務省令で定める振替債は、振  
替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替  
に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の  
規定による振替口座簿の記載又は記録により定  
まるものとされる国債をいう。）とする。

令第八条の二第二項本文に規定する財務省令  
で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 供託書の正本  
二 担保を提供する旨の書類（担保を提供する  
者以外の第三者が有する財産を担保として提  
供する場合には、当該第三者がその提供につ  
いて承諾した旨が記載されたものに限る。）  
三 その他担保の提供に関し必要と認められる  
書類  
令第八条の二第二項ただし書に規定する財務  
省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一  
号）の規定により担保の登録をした旨の同令  
第四十一条に規定する登録済通知書  
二 前項第二号及び第三号に掲げる書類  
三 令第八条の二第二項に規定する担保振替株  
式等の種類、銘柄並びに銘柄ごとの数及び金  
額を記載した書類  
四 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
五 令第八条の二第三項に規定する財務省令で定  
める書類は、次の各号に掲げる担保の区分に応  
じ当該各号に定める書類とする。  
一 法第九条の十一第一項（担保）において準  
用する国債通則法第五十条第三号（担保の種  
類）に掲げる担保（以下この号及び次項第一  
号ロにおいて「土地」という。） 次に掲げる  
書類  
イ 担保となる土地の登記事項証明書  
ロ 担保となる土地の評価の明細（地方税法  
（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三  
百四十一条第九号（固定資産税に関する用  
語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登  
録された価格について市町村長が交付する  
証明書（次号ロ及び第三号ロにおいて「固  
定資産税評価証明書」という。）を含む。）  
ハ 抵当権の設定の登記に係る土地の所有者  
の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有  
者の当該土地の所有者の印鑑証明書書  
ニハの土地の所有者の印鑑証明書書  
ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
ニ 法第九条の十一第一項において準用する国  
債通則法第五十条第四号に掲げる担保（以下  
この号及び次項第一号ロにおいて「建物等」  
という。） 次に掲げる書類  
イ 担保となる建物等の登記事項証明書その  
他の登記又は登録がされている事項を明ら  
かにする書類

一 担保となる建物等の評価の明細（固定資  
産税評価証明書を含む。）  
ハ 抵当権の設定の登記又は登録に係る建物  
等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類  
（当該所有者の記名押印があるものに限  
る。）  
ニ ハの建物等の所有者の印鑑証明書  
ホ 保険業法（平成七年法律第五十五号）第二  
条第一項（定義）に規定する保険業その他  
これに類する事業を行う者に対して提出す  
る書類で担保となる建物等に付された保険  
に係る保険金請求権に質権を設定すること  
の承認を請求するためのもの  
ヘ 担保となる建物等に付された保険に係る  
保険証券の写し  
ト 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
三 法第九条の十一第一項において準用する国  
債通則法第五十条第五号に掲げる担保（以下  
この号及び次項第一号ロにおいて「鉄道財団  
等」という。） 次に掲げる書類  
イ 担保となる鉄道財団等の登記事項証明書  
その他の登記又は登録がされている事項を  
明らかにする書類  
ロ 担保となる鉄道財団等の評価の明細（固  
定資産税評価証明書を含む。）  
ハ 抵当権の設定の登記又は登録に係る鉄道  
財団等の所有者の当該設定を承諾する旨の  
書類（当該所有者の記名押印があるものに  
限る。）  
ニ ハの鉄道財団等の所有者の印鑑証明書  
ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
令第八条の二第四項に規定する財務省令で定  
める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応  
じ当該各号に定める書類とする。  
一 法第九条の十一第一項において準用する国  
債通則法第五十条第六号の保証人が個人であ  
る場合 次に掲げる書類  
イ 当該保証人の保証を証する書面（当該保  
証人の記名押印があるものに限る。）  
ロ 当該保証人が所有する土地、建物等及び  
鉄道財団等に係る前項第一号イ及びロ、第  
二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げ  
る書類  
ハ 当該保証人の収入の状況を確認できる書  
類並びに当該保証人の財産及び債務の明細  
を記載した書類  
ニ 当該保証人の印鑑証明書

令第八条の二第二項本文に規定する財務省令  
で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 供託書の正本  
二 担保を提供する旨の書類（担保を提供する  
者以外の第三者が有する財産を担保として提  
供する場合には、当該第三者がその提供につ  
いて承諾した旨が記載されたものに限る。）  
三 その他担保の提供に関し必要と認められる  
書類  
令第八条の二第二項ただし書に規定する財務  
省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一  
号）の規定により担保の登録をした旨の同令  
第四十一条に規定する登録済通知書  
二 前項第二号及び第三号に掲げる書類  
三 令第八条の二第二項に規定する担保振替株  
式等の種類、銘柄並びに銘柄ごとの数及び金  
額を記載した書類  
四 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
五 令第八条の二第三項に規定する財務省令で定  
める書類は、次の各号に掲げる担保の区分に応  
じ当該各号に定める書類とする。  
一 法第九条の十一第一項（担保）において準  
用する国債通則法第五十条第三号（担保の種  
類）に掲げる担保（以下この号及び次項第一  
号ロにおいて「土地」という。） 次に掲げる  
書類  
イ 担保となる土地の登記事項証明書  
ロ 担保となる土地の評価の明細（地方税法  
（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三  
百四十一条第九号（固定資産税に関する用  
語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登  
録された価格について市町村長が交付する  
証明書（次号ロ及び第三号ロにおいて「固  
定資産税評価証明書」という。）を含む。）  
ハ 抵当権の設定の登記に係る土地の所有者  
の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有  
者の当該土地の所有者の印鑑証明書書  
ニハの土地の所有者の印鑑証明書書  
ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
ニ 法第九条の十一第一項において準用する国  
債通則法第五十条第四号に掲げる担保（以下  
この号及び次項第一号ロにおいて「建物等」  
という。） 次に掲げる書類  
イ 担保となる建物等の登記事項証明書その  
他の登記又は登録がされている事項を明ら  
かにする書類

ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
 二 法第九条の十一第一項において準用する国  
 税通則法第五十条第六号の保証人が法人であ  
 る場合 次に掲げる書類  
 イ 当該保証人の保証を証する書面（当該保  
 証人の代表者の記名押印があるものに限  
 る。）

ロ 当該保証人の代表者の印鑑証明書  
 ハ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
 （開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関す  
 る事項等の報告を要しない場合等）

第二条の二 令第十二条第一項（外国貿易船の入  
 港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得  
 ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しく  
 は乗組員の暴行その他これらに類する事由によ  
 り航行に支障が生じたことにより緊急に入港す  
 るためあらかじめ報告することが困難な場合又  
 は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体  
 その他これらに準ずる機関の指示により強制的  
 に入港させられるためあらかじめ報告すること  
 が困難な場合とする。

2 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省  
 令で定める場合及び同項ただし書に規定する財  
 務省令で定める時は、次の各号に掲げる報告す  
 べき事項の区分に応じ、当該各号に定める場合  
 及び時とする。  
 一 積荷に関する事項 令第十二条第二項ただ  
 し書に規定する財務省令で定める場合は次の  
 イ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に  
 規定する財務省令で定める時は次のイ又はロ  
 に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに  
 定める時とする。

イ 別表第一の本邦以外の地域（外国とみな  
 す地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発  
 港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域  
 の開港に入港する場合（ロに掲げる場合を  
 除き、同表第一項に該当する場合について  
 は、同表第二項に該当する場合を除く。）  
 同表の報告期限の欄に掲げる時

ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この  
 項、第二条の六第二項及び第二条の二十四  
 第二項において「開港等」という。）を經  
 由して開港に入港する場合であつて、当該  
 他の開港等に入港する際に適用されるべき  
 当該事項を報告すべき期限（令第十二条第  
 二項第一号に定める時又は別表第一の報告  
 期限の欄に定める時をいう。以下ロにおい

て同じ。）が、当該他の開港等を経由する  
 ことなく当該開港に入港するものとした場  
 合の当該事項を報告すべき期限より早く到  
 来することとなる場合、当該他の開港等に  
 入港する際に適用されるべき期限（当該他  
 の開港等が複数ある場合には、これらの期  
 限のうち最も早く到来するもの）

二 旅客及び乗組員に関する事項 令第十二条  
 第二項ただし書に規定する財務省令で定める  
 場合は別表第二の本邦以外の地域（外国とみ  
 なす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発  
 港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域  
 の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等  
 を經由して開港に入港する場合とし、同項た  
 し書に規定する財務省令で定める時はその開  
 港に入港する時とする。

3 令第十二条第三項ただし書に規定する財務省  
 令で定める場合は、次の各号に掲げる場合と  
 し、同項ただし書に規定する財務省令で定める  
 事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、  
 当該各号に定める事項とする。  
 一 入港した開港における船舶をししない外国  
 貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許  
 可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）に  
 おいて準用する場合を含む。）の規定による  
 輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦  
 の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外  
 国貿易船の船長が、法第十五条第一項（入港  
 手続）の規定により積荷に関する事項を報告  
 する場合、これらの貨物に係る令第十二条第  
 三項第一号に定める事項

二 法第六十三条第一項（保税運送）又は第六  
 十六条第一項（内国貨物の運送）の規定によ  
 る承認を受けてこれらの規定による運送がさ  
 れている貨物を積んでいる外国貿易船の船長  
 が、法第十五条第一項の規定により積荷に関  
 する事項を報告する場合、その貨物に係る令  
 第十二条第三項第一号に定める事項

三 本邦の開港から出港した外国貿易船が、予  
 定された計画に従つて、当該出港した日の翌  
 日から起算して十四日以内に再び同一の開港  
 に入港し、かつ、当該外国貿易船に係る乗組  
 員に関する事項（令第十二条第三項第三号に  
 掲げる事項をいう。）に変更がない場合にお  
 いて、当該外国貿易船の船長が、法第十五条  
 第一項の規定により当該事項を報告する場  
 合、当該事項

四 旅客が乗船している外国貿易船が乗組員の  
 携帯品、郵便物及び船用用品以外の貨物の積卸  
 しをしないて入港の時から二十四時間以内に  
 出港する場合、当該旅客に係る令第十二条第  
 三項第二号に定める事項  
 五 令第十六条の三第一項各号（外国貿易船等  
 の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当  
 するとき（同項第一号に規定する傷病者若し  
 くは遭難者又は同項第二号に規定する給与品  
 を下船又は積卸し後出港することなく三十分  
 （入出港に係る手続に要する時間及び災害そ  
 の他やむを得ない事故により出港できない場  
 合にあつてはそれにより出港できない事情が  
 なくなるまでの時間を除く。第二条の十五及  
 び第二条の十七において同じ。）を超過する  
 こととなる場合を除く。）令第十二条第三項  
 各号に定める事項

4 令第十二条第七項ただし書に規定する財務省  
 令で定める場合は同項本文に規定する船積港が  
 別表第三の本邦以外の地域（外国とみなす地域  
 を含む。）の欄に掲げる地域の港に該当し、か  
 つ、同項ただし書に規定する最初の開港が同表  
 の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に該当す  
 る場合とし、同項ただし書に規定する財務省令  
 で定める時は同表の報告期限の欄に掲げる時と  
 する。

5 令第十二条第八項に規定する財務省令で定め  
 る事項は、法第十五条第七項に規定する積荷の  
 関稅定率法別表の適用上の所属区分（同表に掲  
 げる号の番号をいう。次項において同じ。）、当  
 該積荷が詰められているコンテナに封印があ  
 る場合には当該封印の番号、当該積荷に係る同  
 項に規定する運送契約における運送先の所在  
 地、同項に規定する運航者等が当該積荷が当該  
 運送先に到着したことに伴つて通知する場合に  
 おける当該通知を受ける者の住所又は居所、氏  
 名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積ん  
 でいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港  
 する際の航海を識別するための事項その他参考  
 となるべき事項とする。

6 令第十二条第十項に規定する財務省令で定め  
 る事項は、法第十五条第八項に規定する積荷の  
 関稅定率法別表の適用上の所属区分、当該積荷  
 が詰められているコンテナに封印がある場合に  
 には当該封印の番号、当該積荷の運送を同項に  
 規定する荷送人に委託した者と当該荷送人と同  
 間における当該積荷に係る運送契約における運

送先の所在地、同項に規定する荷送人が当該積  
 荷が当該運送先に到着したことに伴つて通知す  
 る場合における当該通知を受ける者の住所又は  
 居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積  
 荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開  
 港に入港する際の航海を識別するための事項そ  
 の他参考となるべき事項とする。  
 7 令第十二条第八項ただし書（同条第十項にお  
 いて準用する場合を含む。）に規定する財務省  
 令で定める場合は、入港しようとする開港にお  
 いて船舶をししない場合とする。  
 （税関空港に入港する外国貿易船に係る積荷に  
 関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の三 令第十三条第一項（外国貿易機の入  
 港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得  
 ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しく  
 は乗組員の暴行その他これらに類する事由によ  
 り航行に支障が生じたことにより緊急に入港す  
 るためあらかじめ報告することが困難な場合又  
 は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体  
 その他これらに準ずる機関の指示により強制的  
 に入港させられるためあらかじめ報告すること  
 が困難な場合とする。

2 令第十三条第二項ただし書（第一号に係る部  
 分に限る。以下この項において同じ。）に規定  
 する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる  
 場合とし、同条第二項ただし書に規定する財務  
 省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分  
 に応じ、当該各号に定める時とする。  
 一 直前の出発空港から入港しようとする税関  
 空港までの航行時間（次号において単に「航  
 行時間」という。）が三時間以上五時間未満  
 の場合、その税関空港に入港する一時間前  
 港に入港する時

二 令第十三条第三項ただし書に規定する財務省  
 令で定める場合は、次の各号に掲げる場合と  
 し、同項ただし書に規定する財務省令で定める  
 事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、  
 当該各号に定める事項とする。  
 一 入港した税関空港における取卸しをしない  
 外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の  
 許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）  
 において準用する場合を含む。）の規定によ  
 る輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本  
 邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでい  
 る外国貿易機の機長が、法第十五条第九項

令第十三条第三項ただし書に規定する財務省  
 令で定める場合は、次の各号に掲げる場合と  
 し、同項ただし書に規定する財務省令で定める  
 事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、  
 当該各号に定める事項とする。  
 一 入港した税関空港における取卸しをしない  
 外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の  
 許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）  
 において準用する場合を含む。）の規定によ  
 る輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本  
 邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでい  
 る外国貿易機の機長が、法第十五条第九項

(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 法第六十三条第一項(保税運送)及び第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第九項の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

4 令第十三条第三項に規定する財務省令で定める各号に掲げる者とする。

一 外国貿易機の運航者以外の者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものに係る当該運航者以外の者

二 外国貿易機の運航者以外の者であつて、外国において航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十八項(定義)に規定する事業を行うもの(前号に掲げる者を除く)令第十三条第五項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

5 令第十三条第五項第一号に規定する事項

一 令第十三条第五項第一号に規定する予約者(法第十五条第十二項に規定する予約者(以下同じ)が航空運送事業者(同項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ)の登録会員(航空運送事業者の提供する輸送サービスを利用することで航空運送事業者から特典を受けることができるものとして航空運送事業者に登録している会員をいう。以下同じ)であるときはその会員番号(当該登録会員であることを特定するために付された番号をいう。以下同じ)及び等級(当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限り。以下同じ)その他参考となるべき事項

二 令第十三条第五項第二号に規定する事項

予約番号(当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。以下同じ)、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義(当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。以下同じ)、当該予約が共同運送(運航者(法第十五条第十二項に規定する運

航者をいう。以下この条において同じ)以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ)の名称、当該予約に係る旅行者(令第十三条第五項第二号に規定する旅行者をいう。以下同じ)があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者(外国において旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項(定義)に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。以下同じ)があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項

携帯品番号(予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の九第三項第三号及び第二条の十一第三号において同じ)その他参考となるべき事項

四 令第十三条第五項第四号に規定する事項

搭乗手続番号(当該手続を管理するために付された番号をいう。以下同じ)その他参考となるべき事項

(税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者)

第二条の四 法第十五条第十二項(入港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

(外国貿易船等の入港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の五 法第十五条第十四項ただし書(入港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ)を使用して法第十五条第一項の規定による報告(積荷に関する事項の報告を除く)、同条第二項の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く)、同条第七項から第九項まで若しくは第十三項の規定による報告又は同条第十項の規定による書面の提出

を行うことができないうことについて税関長が認めた場合とする。

(開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の六 令第十四条第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十四条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む)の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

3 令第十四条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 航空法第百条第一項(許可)の許可を受けたる者(一)の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限り)及び同法第百二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)の許可を受けたる者以外の者が運航する航空機(次号及び第二号並びに第三条の二十四第三項において「不定期航空機」という)であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間(次号及び第三号において単に「航行時間」という)が二時間以上の場合 その税関空港に入港する九十分前

二 不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その税関空港に入港する三十分前

三 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合 その税関空港に入港する時

4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶(法第十八条の二第一項(特殊船舶等の入出港の簡易手続)に規定する特殊船舶をいう。以下同じ)が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項(令第十四条第四項第二号に掲げる事項をいう)に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

5 令第十四条第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十四条第八項第一号に規定する事項

予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十四条第八項第二号に規定する事項

予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送(運航者(法第十五条の三第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ)以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うもの)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ)の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項

携帯品番号(予約者が搭乗する特殊航空機(法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ)に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の十二第三号及び第二号の二十四第五項第三号において同じ)その他参考となるべき事項

四 令第十四条第八項第四号に規定する事項

搭乗手続番号その他参考となるべき事項

(税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告書)

第二条の七 法第十五条の三第四項(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

(特殊船舶等の入港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の八 法第十五条の三第六項ただし書(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第五項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

(出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項等)

第二条の九 令第十六条第一項ただし書(外国貿易船等の出港届の記載事項等)に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項(保税運送)又は法第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が法第十七条第一項後段(出港手続)の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

2 令第十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項又は第六十六条第一項の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の機長が法第十七条第一項後段の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第二項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

3 令第十六条第四項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。一 令第十六条第四項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条第四項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送(運航者及びその名義、当該予約者が共同運送(運航者)をいう。以下この条において同じ。)以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条第四項第三号に規定する事項 携帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条第四項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

(税関空港を出港しようとする外国貿易船に係る予約者等に関する事項の報告書)

第二条の十 法第十七条第三項(出港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

(外国貿易船等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の十一 法第十七条第五項ただし書(出港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項後段の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。)又は同条第四項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

(税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項)

第二条の十二 令第十六条の二第三項各号(特殊船舶等の出港届の記載事項等)に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条の二第三項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条の二第三項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送(運航者及びその名義、当該予約者が共同運送(運航者)をいう。以下この条において同じ。)以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条の二第三項第三号に規定する事項 携帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条の二第三項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

(税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告書)

第二条の十三 法第十七条の二第二項(特殊船舶等の出港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

(特殊船舶等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の十四 法第十七条の二第四項ただし書(特殊船舶等の出港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項後段の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

(外国貿易船に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

第二条の十五 令第十六条の三第五項本文(外国貿易船等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の三第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第三項第二号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

約が共同運送(運航者(法第十七条の二第二項(特殊船舶等の出港手続)に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。)以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条の二第三項第三号に規定する事項 携帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条の二第三項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

(税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告書)

第二条の十三 法第十七条の二第二項(特殊船舶等の出港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

(特殊船舶等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の十四 法第十七条の二第四項ただし書(特殊船舶等の出港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項後段の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

(外国貿易船に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

第二条の十五 令第十六条の三第五項本文(外国貿易船等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の三第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第三項第二号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の三第五項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一 令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文(入出港の簡易手続)の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する傷病者若しくは遭難者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合 当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二 令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

三 令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において旅客又は乗組員(同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。)を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

(外国貿易船等の入出港の簡易手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の十六 法第十八条第五項ただし書(入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第四項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。(特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

第二条の十七 令第十六条の四第三項本文(特殊船舶等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第二項本文(特殊船舶等の入出港の簡易手続)の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の四第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる





において行う漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十三年農林省令第五号）第二号第九号（大臣許可漁業の種類）に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。

（指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続）

第四条 法第三十七条第三項（指定保税地域の指定等の際の公聴会）に規定する公聴会は、財務大臣又は指定保税地域の指定若しくはその取消しをしようとする土地若しくは建設物その他の施設の所在地を所轄する税関長を主宰者として開くものとする。

2 主宰者は、公聴会において指定保税地域の指定又はその取消しをしようとする理由を明示するとともに、輸出入業者その他の当該指定若しくはその取消しについて利害関係がある者又はこれらの者の代理人（以下「利害関係者等」という。）で当該公聴会に出席した者に対し、当該指定又はその取消しに関する意見の陳述を求めなければならない。

3 主宰者は、必要があると認めるときは、利害関係者等以外の者で適当と認めるものに対し、参考人として公聴会に出頭し、当該指定又はその取消しに関する意見を陳述することを求めることができる。

4 主宰者は、利害関係者等が令第三十一条第一項の規定により公告された期日に出頭しなかつた場合には、これらの者が当該指定又はその取消しに関する意見を陳述する意思がないものとみなして公聴会を終了することができる。

5 主宰者は、公聴会において必要があると認めるときは、意見の陳述を制限し、又は秩序を乱し、若しくは不穏な言動をする者を退去させることができる。

6 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、主宰者は、次回公聴会の日時及び場所を公告しなければならない。

7 主宰者は、公聴会の議事が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一 一事案の要旨

二 公聴会の日時及び場所

三 公聴会において意見を陳述した者の氏名及び住所並びにその陳述の要旨

四 公聴会を延期し、又は続行した場合においては、その旨及びその事由

五 前各号に掲げるもののほか、公聴会の議事に関する重要な事項  
公聴会の議事が終了した後一年間は、何人も前項の調書の閲覧を求めることができる。  
（届出場所の基準）

第四条之二 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。

一 法第五十条第一項の承認を受けた者の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下この号において同じ。）と、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機及び税関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の四第二号において同じ。）における外国貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことができること。

二 届出場所における外国貨物の蔵置等に関する業務を法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する規則に基づき、適正かつ確実に遂行できること。

三 届出場所の所在地及び周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設が整備されており、かつ、当該届出場所について外国貨物又は輸出しようとする貨物の保全のため、次のいずれかの措置を講じていること。  
イ 届出場所の周辺を柵、壁その他の障壁によつて区画し、かつ、当該障壁の周辺に照明装置等容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。  
ロ 届出場所の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知してその監視を行う場所において表示することができる装置を設置すること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、届出場所における貨物の取扱量及び取扱形態に応じた適切な方法により当該届出場所及びその周辺を巡視することその他貨物の保全のための適切な措置を講じていること。

（届出書の記載事項）

第四条之三 令第四十一条第五号（外国貨物の蔵置等を行うおとする場所に係る届出の手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認をした税関名及び当該承認番号  
二 営業用又は自家用の別  
（届出書の添付書類）

第四条之四 令第四十一条第四号（外国貨物の蔵置等を行うおとする場所に係る届出の手続）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 業務委託契約書（外国貨物の蔵置等に関する業務の一部を他の者に委託する場合に限る。）  
二 賃貸契約書（届出場所に係る土地又は建物賃借する場合に限る。）  
（法令遵守規則の記載事項）

第四条之五 法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項  
イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ロ 外国貨物の蔵置等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ハ 外国貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
三 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順  
四 第一号ハに規定する部門における外国貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けようとする者の業務に関して、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関係に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 外国貨物の蔵置等又は外国貨物のセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置  
七 帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項  
八 法第五十条第一項の承認を受けようとする者の財務状況に関する事項

九 法第五十条第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項  
十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項  
十一 その他参考となるべき事項  
（承認申請書の記載事項）

第四条之六 令第四十二条第一項第三号（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第四十二条第一項第一号に規定する申請者をいう。次号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴  
二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員、氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに事業の内容  
三 外国貨物の蔵置等に関する業務に携わる担当者（法第四十三条第六号（許可の要件）に規定する支配人その他の主要な従業員に限る。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 法第五十一条第一号イからハまで（承認要件）のいずれかに該当する場合には、その事実  
五 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行うおとする場所の名称  
（届出書の記載事項）

第四条之七 令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつ

た旨の届出の手續)に規定する財務省令で定め  
る事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特  
例)の承認を受ける必要がなくなつた理由由

二 法第五十条第一項の届出に係る場所に外国  
貨物があるときは、その旨

(届出場所の基準)

第四条の八 第四条の二(届出場所の基準)の規  
定は、法第六十一条の五第一項(保税工場の許  
可の特例)に規定する財務省令で定める基準に  
ついて準用する。この場合において、第四条の  
二第一号中「第四条の四第二号」とあるのは  
「第四条の十(届出書の添付書類)」において準  
用する第四条の四第二号」と、同号及び同条第  
二号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税  
作業(法第五十六条第一項(保税工場の許可)  
に規定する保税作業をいう。）」と、同号中「法  
第五十一条第三号」とあるのは「法第六十二  
条(保税蔵置場)についての規定の準用)におい  
て準用する法第五十一条第三号」と読み替へるも  
のとす。

(届出書の記載事項)

第四条の九 第四条の三(届出書の記載事項)の  
規定は、令第五十条の三第一項第五号(保税作  
業を行おうとする場所に係る届出の手續)に規  
定する財務省令で定める事項について準用す  
る。この場合において、第四条の三第一号中  
「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特  
例)」とあるのは、「法第六十一条の五第一項  
(保税工場の許可の特例)」と読み替へるものと  
す。

(届出書の添付書類)

第四条の十 第四条の四(届出書の添付書類)の  
規定は、令第五十条の三第二項第四号(保税作  
業を行おうとする場所に係る届出の手續)に規  
定する財務省令で定める書類について準用す  
る。この場合において、第四条の四第一号中  
「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業  
(法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規  
定する保税作業をいう。）」と読み替へるものと  
す。

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十一 第四条の五(法令遵守規則の記載  
事項)の規定は、法第六十二条(保税蔵置場の  
許可の特例)についての規定の準用)において準  
用する法第五十一条第三号(承認の要件)に規  
定する財務省令で定める事項について準用す

る。この場合において、第四条の五第一号ロ中  
「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業  
(法第五十六条第一項(保税工場の許可)に規  
定する保税作業をいう。第五号において同じ。)  
」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあ  
るの「保税作業」と、同条第七号中「法第三  
十四条の二」とあるのは「法第六十一条の三」  
と読み替へるものとす。

(承認申請書の記載事項)

第四条の十二 第四条の六(承認申請書の記載事  
項)の規定は、令第五十条の四第一項第三号  
(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手  
続等)に規定する財務省令で定める事項につ  
いて準用する。この場合において、第四条の六  
第一号中「令第四十二条第一項第一号」とある  
のは「令第五十条の四第一項第一号」と、同条第  
三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税  
作業(法第五十六条第一項(保税工場の許可)  
に規定する保税作業をいう。）」と、「法第四  
十三条第六号」とあるのは「法第六十二条(保  
税蔵置場)についての規定の準用)において準用  
する法第四十三条第六号」と、同条第四号中「法  
第五十一条第一号イからハまで」とあるのは  
「法第六十二条において準用する法第五十一  
条第一号イからハまで」と、同条第五号中「令  
第四十二条第一項第二号」とあるのは「令第五  
十条の四第一項第二号」と、「保税蔵置場のうち  
」とあるのは「保税工場のうち」と、「法第五  
十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とある  
のは「法第六十一条の五第一項(保税工場の許  
可の特例)」と読み替へるものとす。

(届出書の記載事項)

第四条の十三 第四条の七(届出書の記載事項)  
の規定は、令第五十一条第二項において準用す  
る令第四十三条の二第四号(保税蔵置場の許可  
の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届  
出の手續)に規定する財務省令で定める事項に  
ついて準用する。この場合において、第四条の  
七第一号中「法第五十条第一項(保税蔵置場の  
許可の特例)」とあるのは「法第六十一条の五  
第一項(保税工場の許可の特例)」と、同条第  
二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第  
六十一条の五第一項」と読み替へるものとす

(博覧会等の指定)

第五条 令第五十一条の二(博覧会等の指定)に  
規定する財務省令で定める博覧会、見本市その

他これらに類するもの(以下「博覧会等」とい  
う。)、は、次の各号に掲げるものとする。

一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開  
催される国際博覧会及び国際機関又は本邦若  
しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開  
催する博覧会等

二 一般社団法人又は一般財団法人が開催する  
博覧会等(その目的、内容等を勘案して税関  
長が承認したものに限る。)

三 独立行政法人日本貿易振興機構その他これ  
に準ずる者(次号において「独立行政法人日  
本貿易振興機構等」という。))が開催する博  
覧会等

四 国際機関、本邦若しくは外国の政府若しく  
は地方公共団体、一般社団法人若しくは一般  
財団法人又は独立行政法人日本貿易振興機構  
等が後援する博覧会等(その目的、内容等を  
勘案して税関長が承認したものに限る。)

(博覧会等の承認申請手續)

第六条 前条第二号又は第四号の承認を受けよう  
とする者は、その承認を受けようとする博覧会  
等の名称、目的、内容、開催期間、開催場所及  
び後援する者の名称その他参考となるべき事項  
を記載した申請書を税関長に提出しなければな  
らない。

(展示、使用等を行うことができる貨物)

第七条 令第五十一条の三第二項第一号(保税展  
示場)に入れることができる貨物等)及び第五  
十条の十第一号(総合保税地域)においてするこ  
とができる展示等)に規定する財務省令で定め  
る貨物は、実費を超えない対価を徴収して観覧  
又は使用に供される貨物とする。

(特定保税運送に係る貨物の管理)

第七条の二 令第五十五条の三(保税運送の承認  
を受けること)を要しない区間)の規定による外  
国貨物の管理は、次の各号に掲げる帳簿の区分  
に応じ、当該各号に定める事項の記載を電子情  
報処理組織により行うものとする。

一 法第三十四条の二(記帳義務)に規定する  
帳簿(総合保税地域に係る帳簿を除く。)) 令  
第二十九条の二第一項第一号及び第七号(記  
帳義務)に掲げる場合に該当する特定保税運  
送貨物(法第六十三条の二第一項(保税運送  
の特例)に規定する特定保税運送に係る外国  
貨物をいう。以下この条及び第七条の五第二  
号において同じ。))につきこれらの号に定め  
る事項

二 法第三十四条の二に規定する帳簿(総合保  
税地域に係る帳簿に限る。)) 令第二十九条の  
二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に  
該当する特定保税運送貨物につきこれらの号  
に定める事項

三 法第六十一条の三(記帳義務)に規定する  
帳簿 令第五十条第一項第一号及び第七号  
(記帳義務)に掲げる場合に該当する特定保  
税運送貨物につきこれらの号に定める事項  
(申請書の記載事項)

第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号(特  
定保税運送者の承認の申請の手續等)に規定す  
る財務省令で定める事項は、次に掲げる事項と  
す。ただし、当該事項が同条第二項に規定す  
る規則に記載されている場合その他の事由によ  
り税関長がその記載の必要がないと認めるとき  
は、その必要がないと認める事項の記載を省略  
させることができる。

一 申請者(令第五十五条の五第一項第一号に  
規定する申請者をいう。次号において同じ。))  
(その者が法人である場合を除く。))の氏名、  
性別、生年月日及び履歴

二 申請者(その者が法人である場合に限る。))  
の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資  
本金並びに業務の種類及び概要(国際運送貨  
物の運送又は管理に関する業務以外の業務を  
行っている場合に限るものとし、申請者が認  
定通関業者(法第七十九条の二(規則等)に関  
する改善措置)に規定する認定通関業者をい  
う。第九條の七第三号において同じ。))又は  
令第五十五条の二第一号(国際運送貨物取扱  
業者に関する要件)に該当する者である場合  
を除く。))

三 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏  
名、性別、生年月日、職名及び履歴

イ 特定保税運送(法第六十三条の二第一項  
(保税運送の特例)に規定する特定保税運  
送をいう。))及び特定委託輸出申告(法第  
六十七條の三第一項(輸出申告の特例)に  
規定する特定委託輸出申告をいう。以下同  
じ。))に係る貨物の運送(以下この条及び  
次条において「特定保税運送等」という。))  
に関する業務

ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティ  
に関する業務

四 法第六十三条の四第一号イからチまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称  
イ 特定保税運送等に関する業務  
ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキユリテイに関する業務

（法令遵守規則の記載事項）  
第七條の四 法第六十三条の四第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 特定保税運送等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 特定保税運送等に係る貨物のセキユリテイに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 部門の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

三 第一号ハに規定する部門における特定保税運送等に係る貨物のセキユリテイに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けようとする者の業務に關し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関稅に関する法令（当該承認を受けようとする者が令第五十五条の六各号（國際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。）を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 特定保税運送等又は特定保税運送等に係る貨物のセキユリテイに関する業務の一部を他の者が委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 運送目録（法第六十三条の二第二項に規定する運送目録をいう。）の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項

八 法第六十三条の二第二項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

九 法第六十三条の二第二項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項  
（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出書の記載事項）

第七條の五 令第五十五条の七第四号（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなった理由

二 届出を行おうとする者が行った特定保税運送貨物のすべてが運送先に到着している旨（特定輸出者等の輸出申告手續における電子情報処理組織の使用の特例）

第七條の六 令第五十九条の七第四項（特定輸出者等の輸出申告手續）（令第六十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用し同項に規定する輸出申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。  
（特例輸入者についての規定の準用）

第八條 第一条の四の規定は、法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の四の表中「関稅法第七條の九第二項」とあるのは「関稅法第六十七條の八第二項」と、同條法第七條の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関稅法第六十七條の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関稅法第六十七條の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、同條法第七條の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関稅法第六十七條の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」とあるのは「関稅法第七條の二第二項」と、同條法第七條の二第二項の承認をした税関長」とあるのは「関稅法第六十七條の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。  
（貨物確認書の記載事項）  
第八條の二 令第五十九条の九第六号（貨物確認書の記載事項）に規定する財務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。  
一 特定製造貨物（法第六十七條の十三第三項第二号イ（製造者の認定）に規定する特定製造貨物をいう。以下同じ。）の仕向地  
二 法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する他の法令の名称及び当該他の法令の条項（同条法第一項又は第二項に規定する証明を要する場合に限る。）  
三 特定製造貨物が置かれていた場所の名称  
四 特定製造貨物を外國貿易船又は外國貿易機に積み込ましむとする開港、税関空港又は不開港の名称  
（法令遵守規則の記載事項）  
第八條の三 法第六十七條の六第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項  
イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ロ 特定輸出申告（法第六十七條の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。第五号において同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ハ 特定輸出貨物（法第六十七條の八第一項（帳簿の備付け等）に規定する特定輸出貨物をいう。第三号及び第五号において同じ。）のセキユリテイに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
三 第一号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順  
四 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項  
五 特定輸出申告又は特定輸出貨物のセキユリテイに関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項  
六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置  
七 帳簿書類（法第六十七條の八第一項に規定する帳簿書類をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項  
八 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項  
九 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項  
十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項  
十一 その他参考となるべき事項  
（申請書の記載事項）  
第八條の四 令第五十九条の十六第一項第三号（認定製造者の認定の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。  
一 申請者（令第五十九条の十六第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において

同じ。)(その者が法人である場合を除く。)の性別、生年月日及び履歴

二 申請者(その者が法人である場合に限る。)の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに業務の種類及び概要

三 特定製造貨物管理業務(法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロ(製造者の認定)に規定する業務をいう。次条第一号において同じ。)に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 特定製造貨物輸出者(法第六十七条の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。)(その者が法人である場合を除く。)の性別、生年月日及び履歴

五 特定製造貨物輸出者(その者が法人である場合に限る。)の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴並びに資本金

六 特定製造貨物輸出申告(法第六十七条の第三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。)に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

七 申請者について法第六十七条の十三第三項第一号イからイまでのいずれかに該当する場合、その事実

八 特定製造貨物輸出者について法第六十七条の十三第三項第三号イに該当しない場合には、その事実

九 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

十 実施規則の記載事項

第八号の五 法第六十七条の十三第三項第二号ハ(製造者の認定)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項  
イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ロ 特定製造貨物の輸出に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ハ 特定製造貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順  
三 第一号ハに規定する部門における特定製造貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者の業務に關し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業員が法令(法その他の関係に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 特定製造貨物の輸出又はセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

八 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業員が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

九 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十 その他参考となるべき事項  
(届出書の記載事項)

第八号の六 令第五十九条の十七第四号(認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續)に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七条の十三第二項(製造者の認定)の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。  
(特例輸入者等の輸入申告手續における電子情報処理組織の使用の特例)

第九号 令第五十九条の二十第二項(特例輸入者等の輸入申告手續)(令第三十六条の三第八項(令第五十条の二、第五十一条の四第四項及び第五十一条の十二第八項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他

他正当な理由により電子情報処理組織を使用し令第五十九条の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。  
(書面を特定するために必要な事項)

第九号の二 令第六十六条の四において読み替えて準用する令第三十八条及び第三十八条の二に規定する法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるものは、当該書面に係る番号及び郵便物番号とする。

第九号の三 日本郵便株式会社の納付受託の手續  
(日本郵便株式会社の納付受託の手續)  
第九号の三 日本郵便株式会社が、法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により関税を納付しようとする者の委託(以下この条において「納付の委託」という。)に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、これを受領し、当該関税を納付しようとする者に、払込金受領証を交付しなければならない。

2 日本郵便株式会社は、納付の委託を受けた関税に係る払込取扱票を、その納付受託郵便物(令第六十八条の三第一項(帳簿の記載事項等)に規定する納付受託郵便物をいう。次条において同じ。)の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から三年間保存しなければならない。

(日本郵便株式会社の報告)  
第九号の四 日本郵便株式会社は、法第七十七条の三第二項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の規定により、納付受託郵便物ごとに次に掲げる事項を税関長に報告しなければならない。  
い。

一 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面に係る番号及び郵便物番号  
二 関税の額  
三 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日  
四 関税の額に相当する金銭を日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)に納付した年月日

(帳簿の記載事項)  
第九号の五 令第六十八条の三第一項第一号(帳簿の記載事項等)に規定する法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるものは、同項の書面に係る番号及び郵便物番号とする。

(申請書の記載事項)  
第九号の六 令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手續等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者(令第六十九条第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において同じ。)(その者が法人である場合を除く。)の性別、生年月日及び履歴

二 申請者(その者が法人である場合に限る。)の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに通関業務(通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号(定義)に規定する通関業務をいう。次号及び第九号の八第一号ロにおいて同じ。))以外の業務の種類及び概要(輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る。)

三 通関業務及び関連業務(通関業法第七条(関連業務)に規定する関連業務をいう。)に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 法第七十九条第三項第一号イからイまで(通関業者の認定)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 通関業法第八条第一項(営業所の新設)の規定により許可を受けている営業所の所在地及び名称

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物(法第七十条の二第一項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九号の八において同じ。)に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称

七 申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)、第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けている場合には、その事実

(輸出及び輸入に関する業務の基準)  
**第九条の七** 法第七十九条第三項第二号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 特例申告貨物に係る輸入申告において、令第五十九条(輸入申告の手続)に規定する輸入申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類によりの確に確認するため体制が整備されていること。
  - 二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方法によりの確に確認する体制が整備されていること。
  - 三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保税運送者(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送者をいう。以下この号において同じ。)に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保税運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。
  - 五 前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。
- (法令遵守規則の記載事項)  
**第九条の八** 法第七十九条第三項第三号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法、通関業法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
  - ロ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告を含む通関業務その他輸出及び輸入に関する業務(第五号において「輸出入関連業務」という。)を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

- ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
  - 二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順
  - 三 第一号ハに規定する部門における特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順
  - 四 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の業務に關し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関税に関する法令及び通関業法を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
  - 五 輸出入関連業務又は特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
  - 六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
  - 七 帳簿書類(通関業法第二十二條第一項(記帳、届出、報告等)に規定する帳簿及び書類をいう。)の作成、保管及び管理に関する事項
  - 八 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項
  - 九 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
  - 十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
  - 十一 その他参考となるべき事項
- (届出書の記載事項)  
**第九条の九** 令第六十九条の二第四号(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出の手続)に規定する財務省令で定める事項は、法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている必要がなくなった理由とする。

(関税関係帳簿書類の保存方法等)  
**第十条** 電子帳簿保存法施行規則第三条(第一項第二号を除く。)(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び第四条から第八条まで(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える読み替えられる読み替える字句 電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替える字句 第三条の見出国税関係帳簿書類の出出し、第四類並びに同条第三項第二号及び第四項、第五條第一項及び第二項並びに第六條第一項並びに第二項並びに第三項並びに第二項	読み替える字句 第九十四條第三項において準用する法第四條第一項
電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替える字句 第三条の見出国税関係帳簿書類の出出し、第四類並びに同条第三項第二号及び第四項、第五條第一項及び第二項並びに第六條第一項並びに第二項並びに第三項並びに第二項	読み替える字句 第九十四條第三項において準用する法第四條第一項

九十四條第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。

第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号	第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号	第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号	第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号
第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号	第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号	第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号	第三條第一項、第一号、第三号、第五号、第四條第一項、第一号及び第六條第一項、第四号



第六條第一 承認済国税関係承認済国税関係帳簿書類	帳簿書類	用する法第七條第三項
第六條第一 法第四條各項の第三項及びいづれか	簿書類	用する法第九十四條第三項において準用する法第四條各項のいづれか
第六條第二 法第七條第二項		用する法第九十四條第三項において準用する法第七條第二項
第七條	法第六條	用する法第九十四條第三項において準用する法第六條
第八條第一 法第十條		用する法第九十四條第三項において準用する法第十條
第八條第二 法第十條ただし項及び第三書		用する法第九十四條第三項において準用する法第十條ただし書

(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)

第十一條 前條の規定は、法第九十四條第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、前條の表中「関税法第九十四條第一項」とあるのは「関税法第九十四條第二項において準用する同條第一項」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法施行令第八十三條第六項」とあるのは「関税法施行令第八十三條第八項」と読み替えるものとする。(税関長の権限の委任に係る所轄の意義)

第十二條 令第九十二條第一項(税関長の権限の委任)の規定により委任される同項第一号に掲げる権限に係る処分対象となる事項の所轄については、管轄区域によるものとする。ただし、これによるものが適当でないとき認めるときは、税関長が別に定める所轄によることができる。

附則 この省令は、関税法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十六号)附則第一項に規定する指定日から施行する。

附則(第五号) (昭和四十四年三月三十一日大蔵省令)

1 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 指定保税地域の指定又はその取消しに際して行なう聴聞の手續に関する省令(昭和二十九年大蔵省令第六十五号)は、廃止する。

附則(昭和四十五年四月一日大蔵省令第一九号)抄

1 この省令は、利率等の表示の年利建て移行に関する法律(昭和四十五年法律第十三号)の施行の日から施行する。

附則(昭和四十六年一月三〇日大蔵省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十八年三月三十一日大蔵省令第一七号)

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則(昭和五十五年五月二二日大蔵省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六十二年三月二七日大蔵省令第二二号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則(昭和六三年二月二三日大蔵省令第四八号)

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則(昭和六三年二月三〇日大蔵省令第五三号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

附則(平成元年三月三十一日大蔵省令第三七号)抄

この省令は、平成元年五月一日から施行する。

附則(平成元年四月六日大蔵省令第四三三号)

(公布の日から施行する)

附則(平成元年五月一日大蔵省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成四年三月三十一日大蔵省令第一〇号)

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則(平成四年四月一七日大蔵省令第二三三号)

この省令は、平成四年五月一日から施行する。

附則(平成六年九月三〇日大蔵省令第一〇〇号)

(施行期日)

この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則(平成九年三月二二日大蔵省令第一二二号)抄

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則(平成九年九月二六日大蔵省令第七二二号)

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則(平成一一年三月三十一日大蔵省令第四六号)

この省令は、平成一二年一月一日から施行する。

附則(平成一二年七月二二日大蔵省令第六五号)

この省令は、平成一三年三月一日から施行する。

附則(平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号)抄

この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附則(平成一四年三月二九日財務省令第二三三号)

この省令は、平成一四年四月一日から施行する。

2 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六條の二第一項第二号イに規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第三條第二項第一号に掲げる貨物について電子計算機を使用して改正前の関税法施行規則別紙第一号書式備考4に掲げる事項を同書式に記載する場合には、この省令の施行の日から平成一十四年四月三十日までの間、同書式の各

片を領収済通知書、納税告知書・領収証書及び領収控の順に接続することができる。

附則(平成一四年一月二二日財務省令第七三三号)

この省令は、平成一五年一月六日から施行する。

附則(平成一五年三月三十一日財務省令第四三三三号)

この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則(平成一五年九月三〇日財務省令第九九号)

この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

附則(平成一六年三月三十一日財務省令第三五五号)

この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則(平成一六年七月二三日財務省令第五五五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成一六年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為の細目)

2 関税法等の一部を改正する法律(平成一六年法律第十五号)附則第四條の規定により同法第三條の規定の施行前において行なう同法附則第四條に規定する承認及びこれに関し必要な手續その他の行為については、改正後の関税法施行規則第八條において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成一十年大蔵省令第四十三号)第五條から第七條までの規定の例による。

附則(平成一七年三月七日財務省令第一〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年三月三十一日財務省令第四〇〇号)

この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一條の二において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八條第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行なう電子取引の取引情報(関税法

(昭和二十九年法律第六十一号)第七條の九第二項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

3 改正後の関税法施行規則第一条の二及び第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項第五号(同条第二項及び第四項で準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿書類(関税法第七条の九第二項及び第九十四条第二項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第五条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿、同条第二項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿書類及び同条第三項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿書類をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に行つた電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿書類については、なお従前の例による。

附則 (平成一七年六月三〇日財務省令 第五六号)  
この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。

附則 (平成一七年九月二日財務省令 第六六号)  
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

1 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。  
2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕ひ使用することができる。

附則 (平成一七年九月二九日財務省令 第六九号)  
この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

附則 (平成一八年一月一〇日財務省令 第七〇号)  
この省令は、平成十九年二月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三一日財務省令 第二八号) 抄  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年五月三一日財務省令 第三六号)  
この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

附則 (平成一九年九月二〇日財務省令 第五〇号)  
この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日財務省令 第一九号)  
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年六月二七日財務省令 第四四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年九月一九日財務省令 第五六号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、関税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年二月十六日)から施行する。

附則 (平成二〇年二月二二日財務省令 第八四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日財務省令 第二五号)  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(関税法施行規則第五条及び第六条の改正規定を除く。)は同年七月一日から施行する。

附則 (平成二二年九月二五日財務省令 第六二号)  
この省令は、平成二十二年十月十一日から施行する。

2 改正前の書式による納付書は、当分の間、使用することができる。

附則 (平成二二年三月三一日財務省令 第二七号)  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年六月三〇日財務省令 第四七号) 抄  
(施行期日)  
1 この省令は、関税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十月一日)から施行する。ただし、関税法施行規則第十一条の次に一条を加える改正規定及び次項の規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

附則 (平成二四年三月三一日財務省令 第二九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附則 (平成二四年三月三一日財務省令 第三五号) 抄  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十四年七月一日  
附則 (平成二四年七月三一日財務省令 第五〇号)  
この省令は、関税法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二四年九月一九日財務省令 第五五号)  
この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二七年二月二五日財務省令 第九一号)  
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、改正後の関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項並びに第六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条、第五項及び第六項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成二十年法律第二十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条、第五項及び第六項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成二十年法律第二十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日財務省令 第三一号) 抄  
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年六月一七日財務省令 第五五号)  
この省令は、関税法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二八年六月二四日財務省令 第五八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月二二日財務省令 第八三号)  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二八年二月二二日財務省令 第八三号)  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二八年二月二二日財務省令 第八三号)  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二八年二月二二日財務省令 第八三号)  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。



五号)第六條第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

3 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第六條第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七條の九第三項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第七條第一項又は第二項の届出書(以下この項において「届出書」という。)については、適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年三月三十一日財務省令第三五号)抄

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十九年六月一日

附則(平成二十九年六月三〇日財務省令第四八号)

1 この省令は、平成二十九年十月八日から施行する。ただし、第二条の規定は、関稅定率法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十三号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の関税法施行規則(次項において「新規則」という。)第一条の四(関税法施行規則第八條において準用する場合を含む。次項において同じ。)

項において同じ。において準用する場合を含む。次項において同じ。において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号。次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。)第五條第一項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七條の九第三項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号。次項において「電子帳簿保存法」という。)第六條第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)については、適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

例に関する法律(平成十年法律第二十五号。次項において「電子帳簿保存法」という。)第六條第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)については、適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

3 新規則第一条の四及び第十条において準用する電子帳簿保存法施行規則第六條第一項及び第二項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子帳簿保存法第七條第一項又は第二項の届出書(以下この項において「届出書」という。)については、適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

附則(令和元年五月七日財務省令第一号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則(令和元年六月二四日財務省令第八号)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。(施行期日)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則(令和元年六月二八日財務省令第一二二号)

1 この省令は、令和元年九月三十日から施行する。(経過措置)

2 改正後の関税法施行規則第一条の四(同規則第八條において準用する場合を含む。)及び第十條(同規則第十一條において準用する場合を含む。以下同じ。)

の規定は、この省令の施行の日以後に提出する規則第三條第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分重要書類について適用する。

附則(令和二年七月八日財務省令第五八号)

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日から施行する。

附則(令和二年二月一八日財務省令第八一号)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。(施行期日)

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則(令和三年三月三十一日財務省令第三六号)

1 この省令は令和三年四月一日から施行する。(経過措置)

2 令和三年七月一日から令和四年一月三日までの間に行う関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九條の五第一項に規定する納付受託者に対する納付の委託に関する国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)第二条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる場合」とあるのは「同項(第二号に係る部分に限る。)の規定により国税(税関長が課するものに限る。)を納付しようとする金額が三十万円以下であり、かつ、当該国税を納付しようとする者が使用する資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三條第五項(定義)に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引(第三項において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。))によつて決済することができる金額以下である場合」と、同条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「納付書記載事項及び国税を納付しようとする者が使用する第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項」とする。

別表第一(第二条の二関係)

Table with 2 columns: 号 (Number) and 地域 (Territory). The table lists various geographical coordinates and corresponding prefectures, such as 東経百二十八度及び北緯五十四度 (E 128° N 54°) corresponding to 北海道 (Hokkaido).



The image shows three identical tables stacked vertically. Each table has a header row with columns for '項目' (Item), '金額' (Amount), and '備考' (Remarks). The '金額' column is further divided into sub-columns for '標準' (Standard) and '超過' (Excess). The tables contain several rows of data, with some cells containing numerical values and others containing text.

別紙第2号書式

The image shows three identical tables stacked vertically, similar to the ones in the previous section. Each table has a header row with columns for '項目' (Item), '金額' (Amount), and '備考' (Remarks). The '金額' column is further divided into sub-columns for '標準' (Standard) and '超過' (Excess). The tables contain several rows of data, with some cells containing numerical values and others containing text.

別紙第3号書式

別紙第3号様式

開 投 納 付 受 託 記 録 簿

年 月 日	職 名	交		配		残	
		回数	金額	回数	金額	回数	金額

備 考

1. 納付書には、納付金の全額納付も及納付分納書、納付書以外の開投の納付に際しては全部の金  
額を1回納付し、且つその全額を納付する以外に、全部金の納付を複数回に分けて行うことが  
できる。
2. 金額は金額に限りなく記載することができる。
3. 記載事項は、後掲の記載事項をよく注意することなく所定の欄数に記入の上で行う。